【資料４】

能登半島地震　災害状況報告

輪島市健康福祉部福祉課障害福祉係
羽村　龍

震災後、被災地のニーズ ①

避難所

避難所にマッチング（集団不適応、こだわりなど）できない方がいる。

その多くが精神障害、精神通院、
訪問看護のみ、生活困窮、サービス未利用者

ここを助けてほしい

A：避難所の巡回訪問　→　対象者の洗い出し

B：倒壊リスクの高い自宅に居る　→　ローラー作戦

⇒　このカテゴリーの方々の受け皿を、人的、地域資源的も含めてコーディネートしてほしい

住まいの場が分散する

① 1.5次、2次避難所
② 福祉避難所
③ 倒壊リスクの高い自宅

震災後、被災地のニーズ ②

対象者は要配慮者の方々すべてだが、
ポイントは福祉サービスに繋がっていない方。
いわゆる精神障害、生活困窮者、グレーゾーンの方々。

1.5次、2次避難以降の生活再建支援の見通しが立っていない!!

金沢に設置された1.5次避難所を中心に、そこから2次避難をした方々を追いかける支援が必要

1. 本人や家族への意思決定支援（今後、どこに、誰と、どう生活していきたいか）
2. 福祉サービスも含めた、地域資源の活用等のケアマネジメント（震災前と避難後のケアマネ、相談支援専門員同士の連携）
3. 居住支援（法的手続き含む）

ここを助けてほしい

金沢を拠点にした輪島へ戻りたい人、輪島を出たい人に対するトータルコーディネート

ここを助けてほしい

石川県

通知

被災地と避難先の自治体、相談支援専門員の連携がスムーズになる仕組みづくりが必要ではないか？

被災地と避難先のやりとり
（自治体、相談支援専門員）

被災自治体

自治体職員　相談支援専門員

避難先（2次避難）

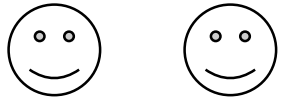

避難先
自治体職員

避難先の
相談支援専門員

- 避難先で新たに福祉サービスを利用する
- 新しい相談支援事業所を探す
- 受給者証のやりとり（FAX）
- 認定調査票や支援区分決定に関わるもの（主治医意見書、区分決定の証明書など）
- 被災地と避難先の相談支援事業所同士の引継ぎ
- 被災自治体へ相談支援事業所の変更届出書を提出
- その他

③

①

②

- 避難先で福祉サービスの利用を始める際、避難先自治体や新たな相談支援専門員から被災自治体への問い合わせが集中することが予想される
- 急ぎと急ぎでない案件によって連絡の仕方を変えるなど（急ぎでない案件はメールのみにする）、被災地の負担を軽くする配慮が必要

- 本人や家族から直接の問い合わせを避けるように、避難先自治体（基幹相談）は可能な限り、必要事務を取りまとめて、被災自治体とやりとりする
- 避難者がサービス利用等の相談に来たときは本人や家族の安否確認にもつながるので、被災自治体に氏名・生年月日・被災地住所・利用希望サービスなどを聞き取り、同意を得たうえで、ある程度取りまとめ、被災自治体に情報提供を行う

1.5次避難所

輪島市福祉課障害福祉係・羽村